

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

第2号様式

会議議事録

1 会議名	令和7年度第1回長岡市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和7年10月6日（月曜日）午後1時30分から午後3時30分まで
3 開催場所	まちなかキャンパス長岡 302会議室
4 出席者名	<p>【委員11名】</p> <p>石川 伊織 石崎 素子 清水 祐子 黒岩 海映 横澤 勝之 中村 登 西山 雪江 安藤 由美子 樋熊 憲子 米山 宗久 鷺尾 達雄</p> <p>【事務局5名】</p> <p>古田島女性活躍推進担当部長 小林人権・男女共同参画課長 米山人権・男女共同参画課課長補佐 杉本人権・男女共同参画課係長 秋山人権・男女共同参画課主査</p> <p>【説明のために出席した職員】</p> <p>宮島市民協働課長 武危機管理防災本部防災政策担当課長 曾根健康増進課課長補佐 大久保こども家庭センター所長 門脇産業イノベーション課長 松木子ども政策課長 中村学校教育課長 土田保育課課長補佐 老田生活支援課長</p>
5 欠席者名	【委員1名】 伊藤 愛唯
6 議題・報告	<p>議題</p> <p>(1) 第3次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に対する回答について</p> <p>報告</p> <p>(1) 審議会等の女性登用率について (2) 男女共同参画に関する調査・研究について（メディアリテラシー）</p>
7 審議の内容	
発言者	議事内容
	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 自己紹介</p> <p>4 会長・副会長の選出 委員の互選により決定した。</p> <p>5 議題 (1)第3次ながおか男女共同参画基本計画の進捗状況及び質問に関する回答について</p>

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

会長	<p>では次第に沿って進行させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>第3次ながおか男女共同参画基本計画では令和6年度の実施状況と、令和7年度の事業計画についてご審議いただきます。委員の皆様から出していただいたご意見・ご質問に対して修正が行われたものが「資料No. 2 進捗管理表修正箇所一覧」にまとめられております。</p> <p>回答が必要な質問に対する担当課からの回答は、「資料No.4 質問・回答一覧」にまとめられていますが、時間の都合上あらかじめ選定させていただいた「資料No. 3 審議会説明項目一覧」の10項目について担当課からご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>なお文書による質問の回答につきましては、資料に記載されているとおりです。</p> <p>説明に対するご質問については、後でまとめて時間をとりたいと思いますのでメモをお願いします。</p> <p>時間の都合もございますので、説明は事業の変更点やポイントを絞り、簡潔にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは初めに事業No.12につきまして、市民協働課より説明をお願いします。</p>
市民協働課	<p>市民協働課です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは資料No.4 の事業No.12番につきましてご説明差し上げます。</p> <p>事業名がコミュニティでの女性の参画促進で、コミュニティセンターの数が違いますが、女性センター長が1人減りました。「その具体的な経緯は?」というご質問ですけれども、こちらにつきましては、令和5年度に支所地域に新たにコミセンが3ヶ所設置されました。具体的には越路、山古志、和島の3ヶ所になりますが、それぞれにセンター長を採用しました。そのためセンター長の数が40人から43人増加しております。</p> <p>ただ、女性センター長につきましては、令和6年度末に1名が退職してしまい、後任が男性のために1名減となったところでございます。説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>質問につきましては担当課の説明が全て終わった後に、まとめてお伺いしたいと思います。</p> <p>では続いて、事業No.13について、危機管理防災本部から説明をお願いいたします。</p>
危機管理防災本部	<p>危機管理防災本部です。よろしくお願ひします。</p> <p>事業No.13の防災分野での女性の参画促進についてです。</p> <p>「女性委員率100%の母数は?」「率が100%になったのに、委員数が前年と同数というのはどういうことなのか説明ください」というご質問についてお答えします。</p>

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>ご質問の中にある会議というのは、長岡市防災会議であり、災害対策基本法に基づいて、地域防災計画を作成するなどのために市長の附属機関として設置している会議です。</p> <p>防災会議の全体の委員については現員数で54名となっております。</p> <p>説明が不足しておりましたが、このうちの第8号委員の3機関3名における女性比率が100%となったものです。</p> <p>また、委員数が同数という点ですが、各機関は人事異動に伴い増減が毎年あります。第1号から第8号までの委員の数全体で見たときに、前年と同数になっているということになります。</p> <p>なお、女性の参画促進の取組みですが、第1号から第8号までの委員は、長岡市防災会議条例で定められており、そのうちの第1号から第6号までの委員は、行政機関の長であるとか、充て職となっており、女性参画が少し難しい状況です。第7号と第8号の委員については、当方から働きかけることができるため、女性の参画促進に取り組んでいただいている。そのうちの第8号委員は、学識経験者を委員として選んでおり、3名とも女性の方から参画していただいている。</p>
会長	はい、ありがとうございました。
健康増進課	<p>では次に事業No.22の項目について、健康増進課からお願ひします。</p> <p>健康増進課です。よろしくお願ひします。</p> <p>健康増進課では、ながおかヘルシープラン21の推進ということで、健康増進計画に基づく健康づくりの内容を記載させていただきましたが、委員の方からの質問事項としまして、健康支援の対策としては十分だが、男女共同参画における健康問題としては不十分であり、男女共同参画についての考え方を示してくださいという内容でした。</p> <p>健康増進課の回答といたしましては、令和6年度から開始した第三次ながおかヘルシープラン21におきましては、国の指針でも、女性の健康づくりを明記するようにとありましたので、それに伴い長岡市でも女性の健康づくりの取組を計画の中に明記することにしました。</p> <p>内容としましては、女性はライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化する特性を踏まえ、若い女性の「やせ」の問題だとか、それが妊娠期の健康や、子どもに影響すること、また、やせや閉経による骨粗鬆症の予防等を盛り込んだところです。</p> <p>また、女性だけではなくて壮年期の男性の高血圧や糖尿病も長岡市はとても多い状況ですので、そのあたりを今後も性差や年齢の特性を分析しながら、地域や職域等と連携をとった健康づくりを進めてまいりたいと思います。</p>
会長	ありがとうございました。次は事業No.24について、こども家庭センターお願ひいたします。
こども家庭センター	こども家庭センターです。よろしくお願ひいたします。

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>事業No.24をご覧ください。妊娠・出産期における健康支援というところで、委員の方からご質問いただきました「相談数の減少は単純に妊娠・出産数の減少になっているのでしょうかが、それにしても電話相談の件数は3分の1というのはどうしたことでしょうか」とご心配をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>子どもの数の減少ですか育ての駅など相談窓口の多様化によりまして、電話相談件数が減少しているのではないかということが第1に考えられます。が、職員に聞くと、例年通り忙しく、たくさん電話の相談を受けていたということでどうしたのかなと考えました。そうしたところ令和5年度までは、その本事業の相談、電話相談というところに、いろんな1本の電話の中にいろいろなご相談があって、その中に予防接種のことがあったり、母体の心配があったり、赤ちゃんのことがあったりというのを総じて、相談件数に入っていたのですけれども、6年度は子宮頸癌ワクチンのキャッチアップ最終年度ということで、子宮頸癌ワクチンの積極的な推奨を控えていた時期というのが何年かあり、その人たちに接種をしてくださいと推奨するのも6年度が最終年度だったのですね。それに対するお問い合わせというのがものすごく多くなって、こちらの子宮頸癌のお問い合わせについては、その事業に関するご質問ということで、本件の相談件数の中に含めていなかったということがおそらく原因として考えられるのではないかと思います。</p> <p>全体としては例年通りたくさんの質問をいただいたり、ご相談いただいたりして、それに寄り添った回答をさせていただいております。ご心配いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では引き続きまして事業No.34、産業イノベーション課からお願いいいたします。産業イノベーション課です。私からは事業No.34番のご質問についてお答えいたします。</p> <p>まず、セミナー参加人数の増減についてご質問がありました。</p> <p>令和6年度17名と訂正を含めて記載させていただきました。</p> <p>これは令和6年度から、新規事業として、女性の起業創業をテーマとしたセミナーを開催しています。その参加者が17名ということでございまして、令和4年・令和5年につきましては、女性も含めた起業家向けの男性も入れた起業セミナーの人数だったのですが、令和6年度からは女性の起業というテーマを絞ったセミナーの人数としております。</p> <p>ちなみに、そちらも含めて、男性を合わせた同じ起業セミナーの令和6年度の全参加者数は71名となっております。</p> <p>また、続いて、地域おこし協力隊の起業促進ということで、ご意見いただきました。ありがとうございます。地域おこし協力隊につきましては、私どもからも、随時いろいろな情報提供をさせていただいておりますのと、また、地域おこし協力隊の卒業後、起業するにおいて総務省の補助金などもありま</p>
--	---

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>すので、そちらの周知については、地域おこし協力隊全体を取りまとめてい ます地域振興戦略部に私どもも協力させていただいております。地域おこし 協力隊だけでの起業セミナーを、内部でやっておりますので、そういうた のも総合的に制度を作りながら、1人でも多く長岡市に定住していただける ように努めてまいりたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
子ども政策課	<p>では続きまして事業No.45、子ども政策課お願いいいたします。 子ども政策課です。よろしくお願ひします。 それでは事業No.45子育ての駅の運営についてご説明をいたします。委員か らは「単なる子育てではなく、男女共同参画の視点からする子育てのあり方 について、しっかり示してください」とご意見をいただきました。 対応としましては、進捗管理表の修正を行いました。資料No.2に修正箇所一覧 がございますので、そちらをご覧ください。事業No.45の下線で引いてあると ころが修正点になりますけれども、今後の課題取り組み、方向性、方法等に つきましては、後段の方に「また、父親の育児参加を促す講座等を実施する ことで、男女がともに子育てに参画できる社会環境の整備を図ります。」と 追記をしました。 さらにその下、実施計画につきましても、後段の方に「これを通じて、ジェ ンダーにとらわれず、男女がともに子育てに参画できる社会環境の整備を図 ります」と追記をしております。 実際に子育ての駅の父親の利用については非常に多くなっております、土 日などは3、4割は父親と子どもが来館をしている状況です。 また、講座につきましても、パパ向けの講座として様々な内容を開催してお るところです。 男性の育児休業の取得者も増えておりますので、今後も誰もが子育ての駅を 利用しやすいような環境作りに努めてまいりたいと考えております。以上に なります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
こども家庭センター	<p>次が事業No.49、こども家庭センターお願ひします。 事業No.49の保育園併設地域子育て支援センター等を運営する中に、「男性の 育児参加が問題なのではないでしょうか?男性向けの『パパナビ』も必要では?」と ご意見いただきました。ありがとうございます。 女性活躍には男性の育児参加も大切だというふうに考えております。「ま まナビ」は母親のみが参加できる場ではなく、誰でも参加できる場のため、父 親も参加しやすいような環境を今後検討していきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続きまして事業No.57を学校教育課からお願いいいた します。</p>
学校教育課	<p>学校教育課です。よろしくお願ひします。</p>

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>57番児童生徒の被害相談への対応・支援につきまして、ご質問いただきました。No.54との関係ですが、No.54につきましては、児童生徒に対する性暴力やセクシャルハラスメント防止にむけた教職員への意識啓発になりまして、57番につきましては学校における教職員からの性暴力やセクハラ被害が発生した場合における相談・支援対応のことになります。</p> <p>児童生徒の被害相談の対応・支援につきましては、進捗管理表に記載させていただきましたが、年度末に児童生徒および保護者にアンケートを実施し、状況把握に努めたりすとか、児童生徒が登校した朝や昼休み授業中などに、子どもの表情を観察し、異変を察知したり、タブレットを活用して悩みを把握したり、定期的に全員と相談する機会を設けSOSを出しやすい環境整備に努めています。</p> <p>異変を察知した場合にはすぐに本人と話をする場を設け、気持ちに丁寧に寄り添って対応してきます。</p> <p>また被害の状況によっては、スクールカウンセラーですとかそういった専門の職員を活用しながら、子どものケアに努めたいと考えております。以上です。</p>
会長 生活支援課	<p>ありがとうございます。では64番、生活支援課お願ひいたします。</p> <p>生活支援課です。よろしくお願ひします。</p> <p>事業No.64になりますけれども、委員の方から「令和7年度の予算が令和6年度の倍近くあるがそれだけ希望者が多いのか。また、令和6年度は希望者が全員受講できたのか」とご質問がありました。</p> <p>これには二つ事業が入っております。まず、自立支援教育訓練給付金につきましては、受講が終わった段階で、お金を支給する制度になっておりまして、今現在も受講されている方が終了した段階で、お金を給付するというものであります。もう一方の高等職業給付金につきましては、受講している間の生活費を支援するものでありますので、受講している間、非課税世帯であれば10万円を支給するものであります。実は去年の8月から制度が改正されまして、例えば児童扶養手当の所得要件が緩和されたことにより支給対象者が増えているということで、増加に転じたところもありますし、IT関係の受講が、民間のIT関係、実際はWebクリエイターというものが多いのですが、それを受講されている方も増えてきましたので、昨年度の予算の段階でも足りない状況になりました。12月に補正予算を組みまして、受講者全ての方に支給ができる体制をとったところです。今年度もまた増えていくであろうということで、予算を増額いたしました。</p> <p>なお、対象者が増えているということで、令和7年度に専門相談員を1人配置し、対応しているところでございます。</p> <p>ありがとうございます。事業No.67、人権男女共同参画課お願ひいたします。</p> <p>人権・男女共同参画課です。よろしくお願ひいたします。</p>
会長 人権・男女共同参 画課	

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

事業No.67の事業は、令和7年度新規に追加させていただきました事業でございます。「自立へ向けた生活再建の支援について、この仕組みが新たに加わった経緯と、これまでの同種の取り組みとの違いは何か」というご質問にお答えさせていただきます。

これまで、配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画に基づきまして、相談や一時保護などの体制を強化してまいりました。

具体的には進捗管理表の事業No.60番にございます、配偶者暴力相談支援センターの運営の事業になります。相談対応はもちろん緊急的に一時保護をするためのシェルターの運営を行っております。

このシェルターに入っていただくためには、相手からの追跡を回避する必要がございまして安全を確保するために、携帯電話の使用ですとかを禁止させていただいている。また、一時的に会社・学校など、外出することができなくなる制限がございまして、この制限により、結局自立を諦めていて元の生活に戻られる方がいらっしゃるという現状がございました。

令和6年の4月に施行されました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」におきましては、困難を抱える女性の早期発見から自立支援まで包括的に支援をすることが求められておりましたことから、この一時保護シェルターだけでなく、自立に向けた生活再建ができるよう、落ち着いた環境の中で仕事探しや住居探しをしていただくための居場所が必要だということで、長岡市では令和6年の6月に生活に必要な設備を整えましたステップハウスを開設いたしました。なお、ステップハウスの利用期間は原則2ヶ月としております。

こういった新たな事業を開始いたしましたので、この3月に策定した、「困難な問題を抱える女性支援基本計画」に追加させていただいたものでございます。以上です。

会長 ありがとうございます。用意しました議題1の説明が終わりましたので、皆様からご質問・ご意見をお願いしたいと思います。事前に質問した委員からご意見はいかがですか。

委員 はい、ありがとうございます。ご解説いただきまして助かりました。イノベーション課の事業No.34について、長岡市も人口減、女性が少なくなっていること等々考えますと、せっかく地域おこし協力隊で長岡に意欲を持って来た方たちを、ずっと支援していただけるような、そんな形ができるといいなと思ってここに書かせていただきました。

もう一つ、事業No.57ですが、ここにSOS発信ということで、被害が発生したときの子どもたちの様子を校門でキャッチしてみたり、声掛けしてみたりということはよくわかりますが、子ども自身が、“こういうことをされていることが変だな、おかしいな”ということを感じるような教育の機会というのはないものですか？後になってから、もちろんおかしいと思うのだけれども、子ども心に、自分の周辺に近づいて、“これは普通じゃないな”というこ

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	とを前もって知識として入れていく形で、学校教育課の方で何か対応していただけだと、子どもたちの安全にはもっと繋がるかと思って書かせてもらいました。お願ひします。
学校教育課	はいお答えします。
	まず、学校の教職員については校内の研修などで、そういう知識を高めるような取り組みは実施しておりますし、そういったトラブルといいますか事件・事故が発生しましたら、教育委員会学校教育課にすぐ報告が上がってまいります。そこで教育委員会と学校と連携しながら、ただちに対応していくような仕組みは整っているところでございます。例えば被害のあった児童生徒だけでなく、周りにいる子どもにも心の影響を及ぼすようなストレスとか悩みだとかについては、アンケートを広く速やかにして悩みや不安がないかといふのはキャッチするようにしているところでございます。
委員	そこで少しは子どもたちから声が上がってきていますか？
学校教育課	セクハラや、性被害ではないのですが事故があつたりしたときのストレスがでている子がいるという報告が上がっていますので、その時はしっかりと学校に寄り添うようにと言っていますし、また必要によっては、教育委員会から専門スタッフ等を派遣したりするような対応をしているところです。
会長	他に今日のご回答を伺ってご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。はい、委員お願ひします。
委員	質問というよりも補足説明になりますが、45番の子育ての駅の運営のところになります。
	ぐんぐんペットボトルロケットという、パパ講座みたいなお父さんと子どもを対象とした講座があります。女の子も男の子もいるんですけど、お父さんが積極的にかかわって作成をした後、グラウンドで実際にペットボトルを飛ばすんですけど、お父さんと子どもが一緒に取りに行くという姿を見ると、お父さんもこういう活動が好きなのだなっていうのもあつたりします。さらに子育ての駅ではインスタを上げて参加者募集をしていただいたということもありまして、かなりお父さんの参加がありました。さらに誰もがと言うことで、おじいちゃんおばあちゃんも積極的に来ていただいて、子育て駅で孫とのレクリエーションをしていたという感想になります。
会長	ありがとうございました。その他にご意見ご質問はありませんでしょうか。はい委員お願ひします。
委員	ありがとうございます。従前より長岡市はDVの対策など非常にやってくださいて高く評価しております。今回もステップハウスを作られたということで本当にありがとうございます。素晴らしいことだと思っています。
	昨年6月から始まったということで、稼働状況、利用状況ですか課題などといったものについて教えていただければと思います。
人権・男女共同参画課	ありがとうございます。

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	令和6年度末のご利用は、件数としましては5件でございます。稼働率が304日分の176日で58%でございました。
	課題としましては、DV全体のお話になってくるのですけれども、配偶者暴力相談支援センターというのは、県内では新潟県と新潟市と長岡市の3か所だけになっておりまして、DV証明などを発行できる機関というのは配偶者暴力相談支援センター等になっておりますので、近隣の市町村からのご相談がだんだん多くなっています。複雑化、広域化、また1件あたりにかかる日数がいろいろな他機関との調整がございますので、長期化するケースがございまして、実は配偶者暴力支援センターへの相談件数は、令和5年度に比べて200件ぐらい減っております。
	それは女性相談支援員ですか、NPO法人にも相談を委託しているのですけれども、キャパシティの中でできる範囲で長期化ですか広域化しますと行ったり来たりもございますので、そういった時間がかかると対応できる件数が減っているのではないかと分析しているところでございます。できれば県内市町村のご協力や、県が調整役としてそういったところの経費的な面ですか、相談体制の強化にもう少しかかわっていただければと感じているところでございます。
委員	ありがとうございます。そうしますと長岡市配暴相談支援センターは近隣市町村の人からの依頼でもDV証明を出しているということですか。
人権・男女共同参画課	はい。
委員	わかりました。ありがとうございます。
人権・男女共同参画課	ステップハウスについて今のところは稼働率もあまり高くないようですが順調には推移しているのでしょうか。
委員	はい。結局1室しかございませんので、これからどんどんDV被害者だけじゃなくて、この困難支援の法律ですと生活困窮、性被害者いろんな方も支援の対象となっておりますので、ニーズが上がってきたときに、この1つの施設だけで足りるのかというところは心配になっております。今原則2ヶ月を利用期間としておりますが、最近はそれを超過するような事例も出てきておりますので、本当に入りたい人が入れない状況が出てくるのではないかと懸念しております。
委員	ありがとうございます。
人権・男女共同参画課	そうしましたら2ヶ月と決まっているものも超過する場合もあるということですね。
委員	はい。
会長	準備ができない人を追い出すわけにはいかないですからね。ありがとうございます。
会長	他にご質問はございませんでしょうか。

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>審議会の審議過程もここで提出された書類も、資料も一応公開されるものでありますよね。そうすると、私達はずっと議論しているからわかる、役所の皆さんもわかるけど、これを市民がぱっと見て、ステップハウスに説明がなければおそらくわからない。ここにいくらお金が必要なのかもおそらくわからない。そういうことになってきますと、やっぱりまずいと思うので、できるだけ丁寧にかつパーセンテージなどを示す場合は母数が何々で昨年と比べてどうこうというふうに記述していただけだと、皆様がどれぐらいご尽力なさっているのかということもわかるし、市民にも説得力があるので、そのようなところに気をつけていただきたいと考えています。</p> <p>皆さんには丁寧な説明をしていただいているが、これをやっておかないと市民からすると何をしているのかよくわからないっていうことになりますので、大変お手数がかかると思うのですがこれからもよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>他に皆さんご質問なさりたいこと等ございませんでしょうか。</p> <p>まだ時間をしばらくございますので、挙手いただいて。</p> <p>はいお願ひします。</p>
委員	<p>記載されている通り最近教員による盗撮被害が増えているので、学校の中で人権侵害がおきているという状況になっています。国も性暴力については何年か前に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を作って一定の通報システムとかも作っているのですが、それが適用したケースは法施行以来、長岡市ではありましたか。</p>
学校教育課	<p>はい、お答えします。</p> <p>学校現場に関する通報の方は教育委員会には盗撮というのは上がっておりません。</p> <p>盗撮だけでなく、児童生徒性暴力防止法というのができると、一定の性被害を発見した場合、校長や警察などへ通報するルートができるのですが、その法律が適用になったケースは法施行以来あるかどうか教えてください。</p> <p>私が着任したのは昨年度ですが、昨年度からはございません。</p>
委員	<p>わかりました。報道されているのもデータベースの部分なのですが、性犯罪に関わった人が子どもに関わる仕事に就けないようにするという対策に国は力を入れています。</p> <p>公的な学校とか保育所とかだけじゃなく塾とか習い事でも、一定の認定を受けてデータベースを使えるようにするという仕組みになっています。ただ任意なのですが「うちはデータベースを使える塾だよ」と言った方が子ども達も親御さんも安心してその塾に通えるという形になっています。ただそのデータベースをどんなに活用しても、それは既に性犯罪を犯した人を発見するための仕組みであって、まず1回目の性犯罪を防止するという対策ではないので、その防止策にもっと力を入れる必要があると思います。今日のご質問で“体を触られて”という話も出ましたが、子どもたちに対する性教育も非</p>

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

常に重要ですし、一方で、気になるのは、障害者虐待防止法とかDV防止法とか児童虐待防止法があるのですが、学校の中で起きる虐待に防止法がないということです。

児童生徒性暴力防止法には、「通報」と書いてあるのですが義務ではないし、児童虐待防止法みたいに、国民・市民、一般の人に関する通報義務がないのです。

一定の人に限られていて且つ通報その他の措置を取るみたいな言い方になつていて、明確な通報義務ではないし、実際に長岡でも例がないと思うのですが、それで通報されたケースも全然報道されていなくてほとんど機能していないと思います。児童虐待防止法も障害者虐待防止法も学校を対象としているため、学校でも通報義務の導入が必要であると思います。

虐待防止法の法律ができる前から自治体によっては、条例を先んじて作って頑張っているところもあるわけなので、長岡市としての学校における虐待防止法というのを検討するとよいと思います。例えば盗撮で言えば変なところにスマホが置いてあつたら通報するというもの。通報義務に違反したからといつても罰則がないのですよ。

そういう意味では本当に法的拘束力のある通報義務ではないんですけど、それでも通報義務ということの意味として、これは通報すべき事なのだと加害者側にも思わせるし、市民一般にも、もしかしたらあれって思ったら通報しなければいけないのだという意識を植え付けると発見されやすくなるのです。どの虐待防止法もできてから、毎年毎年通報件数は増え続けていて、それはどんどん意識啓発が進んでいくからなので、通報義務というの意識啓発にもとても極めて重要な仕組みなので、それをぜひ長岡市の条例という形で検討していただければと思います。ありがとうございました。

何かその辺について、何かお考えがありますか。

ご意見ありがとうございます。

人権・男女共同参画課にもアドバイスいただきながら、学校の現場の状況を確認しながら考えたいと思います。

公立学校は長岡市立の学校でありながら実際には職員の人事権等々は県が持っているので、市役所の方では学校にこれしてほしいのだけどなかなか言えないという現状があつたりします。

そこをどう越えていくか毎度毎度議論になるのですけれども、何か工夫ができるようでしたら、子どもたちのためにということでお考えいただければと思います。

他にご質問ご意見等はありますでしょうか。では、私から伺いたいと思います。令和9年度からの計画に向けて来年度は計画の中間改定の作業がありますが、これに向けての各課の男女共同参画における課題と今後の展望についてお伺いします。例えば健康増進課で健康増進のために頑張りましたっていうのは、それは通常業務としてやるとなると健康増進課の「健康増進のため

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

人権・男女共同参画課	<p>の仕事」としてやるということで、それで健康増進課としては良いのだけれども、もう一度考えなきやいけないのは、これが男女共同参画基本計画の方にも書かれているということです。男女共同参画の観点から、例えば学校教育課なり、生活支援課なりに何か政策をやっていただきたいということですね。そうすると、健康増進課は健康増進という課題、学校教育課だったら学校教育における子どもたちの健全なる育成っていう課題だけじゃなくて、プラスアルファとして、男女共同参画からも取り組むということです。そこに男女共同参画の課題としては、プラスアルファで何が重要なのかってことを皆さんには考えていただく必要があると思うのですね。進捗管理表をざつと拝見したところでは、確かにその課の仕事としては充分なことをなさっているのだけど、男女共同参画としての位置づけはどうなのかという疑問があります。これは中間改定のところで、もう1回原点に立ち返って考えていただく必要があるのだろうかと私は考えた次第です。</p> <p>国的基本計画の第6次計画の素案が8月に発表されています。この中にはかなり突っ込んだ、事実に基づいて検証可能な形で、しっかりと成果を示す必要があるということが書かれています。事実に基づいて、ちゃんとやっていく。その中でこれまで取り組んできた成果を示す必要があります。一方で、高市新首相からは「ワークライフバランスは控えます」というような発言がありました。そうなると、これまでの成果がなし崩しになってしまいかねません。これに限らず、長岡市としては男女共同参画についてどんな問題が起こっているかという事実と、これをどういう方向で解決していくのかっていうことを、改めて皆さんで考えてもらいたいと思います。</p> <p>これについての意見交換をさせていただきたいと思います。何かご質問なりご意見なり、お考えのあるところ、皆さんからありましたらお願ひします。例えば“うちの課がこの政策をやるとして、男女共同参画の視点によりプラスアルファで何をするとよいのだろうか”などと、課の方からのご質問でも構いませんから何かご意見なり、それぞれの考えを示していただければと思います。成果としては、ここで話し合ったことをもとに、中間改定に向けて長岡市では何と何にどう重点を置いてどんなことをやりたいのかということをもう1回皆さんで確認するっていう方向に今日の討論の成果が使えるかと思いますのでその辺のご意見をお願いいたしたいと思います。</p> <p>何かございますか。はい、お願ひします。</p> <p>総括のお話になってしまふのですけれども、長岡市もいろいろな計画がございます。上位計画として総合計画がございまして、その下に福祉などのいろいろな計画があり、もしかするとここに掲載されている業務がそちらの計画に書いてあるものと似たような形で書いているものも多いのかもしれません。</p> <p>そうしますと男女共同参画の視点で作らなければならない計画としては、やはりわかりにくくなっているところもあると思っておりますので、後期計画</p>
------------	---

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>策定に向けて、今年度来年度一つ一つそういった目で、チェックをさせていただきまして、男女共同参画の視点、困難女性の視点、女性活躍の視点といった上で、事業をもう1回検証したいと考えております。</p> <p>そのほか、いかがでしょうか。</p> <p>会長の求められているご意見ご質問と違うかもしれません、今回、国トップのワークライフバランスに係る発言は、日本を守るために、トップとして私は獅子奮迅の戦いを挑むので、そういうものに共感共鳴していただける方は、ぜひご協力お願いしますと言っているように私は受けとめました。結局、ワークライフバランスというのは重要なのは働きがいであって、例えばワークのためにライフがあるのか、ライフのためにはワークがあるのか、個々の価値観は人それぞれであるわけだから、ワークライフバランスだけが言葉として1人歩きしてしまうと、人々の生き方考え方を否定してしまうと私は感じております。ワークライフバランスじゃなくて、働きがいを持って生きていこうというメッセージを女性にも男性にも送ってもらえるといいなと感じております。以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今回の第6次改訂の中に出てきている様々な要因が問題っていうのは、結局若い人たちの意識が変わりつつあって、男性が育休を取るのも全然問題ないというふうに変わりつつある。これまで長岡市が取り組んできたことに自信を持って皆さん進めていただきたい。そのためにはやっぱりそれぞれの課題が、それが何で男女共同参画なのかと言われたときに、どの課でも皆答えられるようにあってほしいというのが、一つ私が申し上げたいことです。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>国は計画も今度6次改訂で5次4次とかをさかのぼっていくと、この度の6次ではSDGsがなくなった。そういう文言さえがないということは、その文言がないとそれに対応する施策など出来なくなってしまってもいいみたいになってしまって、それでは違うのではないかと私は個人的に思います。</p> <p>男女共同参画の視点っていうのは、全ての施策に縦割りの行政ではなく、それに横串を刺して、斜めを刺して、全てのところにこの視点を入れると、この社会がいろんなところで動きやすくなる働きやすくなる、生きがいが持てるようになるのではないかと私はずっと、活動しながら思っています。その縦割りのなかに横ぐし、斜めぐしをぜひ入れましょう。新潟県の女性がみんな東京とか都会に上京してしまう。そちらに魅力があって、確かに給料もいいかもしないけど、長岡にもいいところあるよという部分の魅力をずっと全開できるようなまち作りはできませんかね。私はその男女共同参画の視点ができるのではないかと大きな期待をしながら、微々たる力で頑張っています。ぜひ計画の中に入れていただければありがたいと思います。</p> <p>何かありますか。</p>
会長	
委員	
会長	
委員	
会長	

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

事務局	<p>委員の皆様から、本当に思いのこもったご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>長岡市のいろいろな部局が今日、会議出席させていただいておりますけれども、横断的な視点については、事務局よりお答えさせていただきます。</p> <p>長岡市は、一番の上位計画である総合計画の次期計画を作つておりますが、そこに至る前の計画の時点から、男女共同参画という視点で横串を入れてやっていきましょうという形で計画を作つてまいりました。次の計画は、さらに女性活躍も計画の共通する視点として、いろいろな政策を見ていきましょうということで今、計画を策定している途中でございます。</p> <p>社会人口の半分が男性、半分が女性ということで、本来どちらも同じ割合でいる。そこの本来平等であるはずのものが社会を作り上げる過程で、意思決定のところになつてくると、どうしても女性の割合が下がつてしまつて、うまくいっていない現状があります。男女共同参画という言葉を使ってきたのに、最近では女性活躍という、あえて女性という言葉をつけているというは、男女が同じ割合で社会を作つていくことが、なかなか進まなかつたから、あえてその女性という言葉を使おうとなつたのではないかと推察します。</p> <p>ただ、女性活躍の推進というのは女性のために行つてゐるものではなくて、女性と男性の割合を同じようなパワーバランスにしていくことでより良い社会になるということです。また、女性活躍というのは多様性の第一歩であるということ。結局、社会の2分の1である女性の意見が反映されないような社会では、その他の様々な意見が反映されることは困難だということで、全ての人にとってよりよい社会をつくるための第一歩が女性であるという意味で使つています。</p> <p>また、男女のパワーバランス、ワークライフバランスといつても、実際は少子高齢化で労働人口が減つてゐる中で、それを本当に保つためには、綺麗事だけではなくて、本当にそれぞれが活躍できてやりがいがあるような形でないと、うまくいかないというところもあります。そういう意味で行政としても、男女共同参画社会は何のために作り上げられるのか。ワークライフバランスもただその本質的な意味合いを取り残して、ただ言葉としてそれを達成するためだけになつて、皆さんの気持ちが抜け落ちてはいけません。全ての人がいろいろなやりがいを持って活躍できることが重要です。女性活躍というところでは、「自ら望むことを選択できる」というのが大切です。全ての人が自分で生き方を選んで、自分がそれぞれの社会の中で活躍ができるという形を目指すのが男女共同参画社会だと考えておりまつて、その中間改定に向けて行政としてもそれぞれの部署でそこを今一度、頭に置いて見直しを図つていきたいと思っております。</p>
会長	ありがとうございました。

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

事務局	<p>各課でどのように取り組むのかということを考えて、この次期計画の策定に臨んでいただきたいということをお願いしたいと思います。 ありがとうございました。</p> <p>では次、6番目の報告に移ります。女性登用率および男女共同参画に関する調査研究について事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いします。</p> <p>はい事務局から6番報告(1)審議会等の女性登用率についてご報告いたします。資料No.5をご覧ください。</p> <p>長岡市の審議会委員会等における女性の登用率令和7年度でございます。令和7年4月1日現在の数字でございます。下の方の太字の数字、昨年度と同様の39.6%という数字でございました。</p> <p>女性の人数425とございますが、昨年度は419人。人数では16人は増えたということで、割合としては同じでしたが少し前進したと捉えております。</p> <p>長岡市では、各委員審議会の改選の際に、女性委員の選出を必ずお願いするよう、全序的に取り組んでおるところでございます。もちろんその趣旨を理解して、推薦してくださる団体もたくさんおりますが、なかなか組織によつては女性候補が見つからないというお話を聞こえております。あと一歩、頑張るところだと捉えております。第3次計画の目標値でも40%以上と設定しておりますので引き続き粘り強く継続した声掛け、取り組みを続けていきたいと考えております。</p> <p>もう一つ、(2)メディアリテラシーについてです。</p> <p>資料No.6をご覧ください。こちらは例年ご報告申し上げておりますけれども調査研究ということで長岡市におきましては市政だよりをはじめとした、公的刊行物を男女平等推進センターの職員を中心にチェックさせていただいております。男女のイメージを固定化するような、不適当な表現がないかを確認させていただいております。令和6年度の指摘事項はございませんでした。なお令和5年度の指摘事項としては、例年発行されていました健康カレンダーで、イラストの衣服について男性が青、女性が赤の色使いになっていたなどの指摘事項を報告させていただいたところです。私からの報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ではしばらくまだ時間がございます。最後にちょっと時間をとりましてご発言いただいている皆さんもいますので、委員の皆様から順番にご発言をお願いしたいと思います。それではお願ひします。</p>
委員	<p>学校教育のことです。教師からの盗撮とかおかしなことを子どもが「これっておかしいよ」と言える場所があつたらしいなと思うのです。こういう子どもの心の傷は深くて、トラウマになることもあります。教育の現場で「これっていじめだよ」とか「先生のやっていることはおかしいよ」と子どもが言える場所があつたら、深い傷を防ぐことができると思います。ちゃんと意見を出せる安心できる場が必要だと思います。心の傷は長く残るものなので、本当にそう思います。</p>

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

会長 委員	ありがとうございます。次の委員の方お願いします。 今のお話もお聞きしまして本当に子どもの頃に負った心の傷は、何十年たつても深く自らを苦しめるのだといろいろと考えさせられました。一昨日、小中学生の陸上大会が、市内で実施されました。児童生徒が技を競ったわけなのですけれども、先ほどからお話のでている盗撮に関しては、いろいろな通報システム等整備されてきてはおりますけど、一度そういう被害に遭ってしまった生徒さんは、深く傷ついてそれが長く苦しむことにつながるのだなと考えますと、予防・防止するためのノウハウ、設備の整備やケア等を進める必要がありますし、そういったことを共有させていただいて、イベントの主催者がきちんと事前に手当ができるようにしていきたいなどお話を聞いて感じました。また、先ほど「SDGsという文言がなくなった」という話がありましたが、文言がなくなると、もうそのことについて考えなくていいのではないかという風潮になってしまふ。それが危険だということが非常に私は印象深かったです。やはり長岡市の皆さんが計画を策定されるご苦労をして作られる中で、さらに男女共同参画というテーマを盛り込むというのは大変なご苦労があると思うのですが、やはりそれをあえて入れて苦しみながらも取り組んでいくということが非常に価値のある意味のあることだとお話を聞いて思いました。ありがとうございます。
会長 委員	ありがとうございます。次の委員の方お願いします。 子育ての関係のあるイベントにご協力という形で参加したことがあり、そのときに、来場者のお母さんが、子どもを思いつ切り叩いたのですね。その背景はちょっとわかりませんけど、そのお母さんのそういう意識を変えたいと思い、その後お母さんからこんこんと話を聞きながら、最終的にお母さんは口頭で注意するようになりましたけど、そういう意識的なものを変えなければならないと思っています。
会長 委員	ありがとうございます。次の委員の方お願いします。 今日の私の意見に対して、事務局より覚悟を持ってこの問題に真剣に向き合う姿勢が伝わってきました。ありがとうございます。
会長 委員	ありがとうございます。次の委員の方お願いします。 会社経営においてワークライフバランスは難しい現状もあると思います。経営者はワークライフバランスが難しいケースもあると思いますが、従業員に対してはしっかりとワークライフバランスがとれるようにしていかないと人が辞めてしまいます。経営者はそれだけ厳しい状況におかれているのかなと思います。
会長 委員	ありがとうございます。次の委員の方お願いします。 貴重な議論を聞かせていただき大変ありがとうございました。 お話を聞かせていただき思ったのですが、労働組合の中で基本的に目指すものがあり、それはディーセント・ワークということで表現され、尊厳ある労働と日本語では訳します。ある意味働きがいのある人生と捉えられてしまい

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>ますが、そこは少し違い、豊かな人生を歩むために働くことあります。事務局からもお話がありましたが、多くの人が尊厳ある人生を送るためにどうすればいいのかを基本に考えてやるべきなのだろうと思います。</p> <p>尊厳ある労働を実現するために、ワークライフバランスや労働時間の時間規制などがあり、それもやはり手段ですので、きっちりそこをやりながらも、尊厳ある労働、そして尊厳ある人生が送れるように、また、男女共同参画が一層前進するよう皆さんといろいろと議論しながら進めていくことが大切だと思います。</p> <p>ありがとうございました。次の委員の方お願いします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今回の国のトップのワークライフバランスに係る発言は、新潟日報に有識者がコメントしていましたが、その一つは、あれは内心に留めておくことであって、全国民の前でいう事ではないというものでした。本当にその通りだなと思います。意気込みには共感するとしても、それをあの場で発言するのは不適切だと思いました。</p> <p>今日は、多様性という言葉や尊厳という言葉がでてきて非常に嬉しく思っています。最近学校教育の中における人権保障というのを勉強しています。1989年に子どもの権利条約ができて1995年に日本も批准していますが、ほとんどそれは学校教育の中に取り入れられていません。特に子どもの意見表明権と言われているものが意見を聞かれる権利と言ったりするのですが、子どもの意見をまず聞くということが全然できていません。</p> <p>男女問わず、障害の有無は問わず、子どもが意見を聞かれていないという学校教育で育った子どもたちは、いじめ、男女差別や虐待などで声を上げられない。それが本当にこの日本社会では、同調圧力だけが強い。だから首相があんなことを言うと、もうプライベートを捨てて仕事にすべて費やす美德にすぐに日本人はなびく。そういう社会なので、それ後押ししてしまうという意味で非常に弊害が大きい発言だったなと思います。</p> <p>ところがその児童福祉法の中では、子どもの権利条約を取り入れていて、子ども基本法や子ども家庭法ができて、例えば児童相談所で一時保護された子ども、児童施設に入った子どもは権利ノートというのを必ず渡されて、権利の告知をされ、今、意見表明支援員というのも児童福祉法にもあって、そういう施設にいる子どもたちの意見を聞く弁護士とかソーシャルワーカーとかが月に何回か行って、その人たちがあなたの声を聞くよ、と言っているのですよ。これが全く学校の中にはない。世界的にも児童福祉法でそれが進んで、学校教育に全然ないのはまれだと思います。本当に日本の学校教育は遅れている。権利、人権っていうのは本当に排除して学校教育をやっている。道徳の教科書にも、権利には義務が伴いますと書いてあるのですね。義務とか責任を負う事を言いたがる学校教育っていまだに変わってなくて、権利については言いたくない、子どもの支援っていうのはほとんど変わってないってい</p>
--	---

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

	<p>う状況がある。その中で、尊厳とか多様性というものを作っていくうとするのはすごく難しい社会になっていて、その学校教育の中で、子どもの意見が聞かれる権利というものをちゃんと保障していくっていうところから、一人一人の主張をもって自分のことを発信していく市民が育っていくのだと思います。まずそこからなのだと思っています。以上です。</p> <p>ありがとうございました。次の委員の方お願いします。</p>
会長 委員	<p>本日はいろいろご意見を聞かせていただいて、大変勉強になったと感じています。ハローワークでは市と連携した業務もあり、生活困窮者自立相談事業で仕事の相談で来所される方もいますし、この近くにマザーズハローワークという施設もあり、市からの情報提供などで来所される方もいらっしゃいます。また、雇用保険制度には育児休業給付があり、近年制度が変わっていく中で、男性の育児休業給付の支給申請も大変増えてきています。今回聞いていますと、例えばパパ向けの支援制度があり、講座参加などをきっかけにもしかしたら育休を取ろうと思う方もいたかも知れないとthoughtいました。中小企業ですとあまり周りに育休取得者がいないけれども、そういう機会の参加によって、他企業ではこういうことをしているのだ、こういう人がいるのだというパパ、ママのネットワークで情報収集ができ、育児休業給付受給者が増えている可能性もあるかもthoughtいました。そう考えると、市の様々な制度でアンテナが張れ、パパ・ママがどんな制度を利用して、どのように仕事をしていくか考える機会にもなるかthoughtいました。市では様々な施策があったthoughtですが、それはもしかしたら、直接的ではないけれども間接的にパパ・ママのステップアップなどに繋がることもあるかなと感じました。参考になりました。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。事務局の方から何かございますか。</p> <p>はい。今年度もう1回会議を予定しております、来年の2月20日金曜日午後1時半から、同じ場所で予定しております。</p> <p>内容としては、今、中間改定に向けての意識調査の集計結果等がまとめられていて、皆さんにある程度報告できるかなと思いますし、またその来年度に向けた計画の改定のスケジュールとか、考え方みたいなところをお話できればなというふうに思っております。私からは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。皆さんありがとうございました。以上で本日の会議の議事がとどおりなく終わりました。一度事務局にお返しします。よろしくお願いします。</p> <p>はい皆様長時間にわたりご審議大変ありがとうございました。本日の会議録を作成させていただきまして、皆様方の氏名の方は非公表にさせていただいた上で、ホームページ上で公開をさせていただきたいと思いますのでご了承いただきますようお願いいたします。それでは以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
会長 事務局	
会長 事務局	
会長 事務局	

令和7年10月6日 長岡市男女共同参画審議会議事録【決定稿】

8 (出席委員の署名欄)	(略)
9 会議資料	別添のとおり